

平成 29 年度 熊本県森林審議会議事録

開催日：平成 29 年 11 月 27 日（月）

開催場所：県庁本館 5 階「審議会室」

【開会】14:28

< 森林整備課審議員 >

それでは定刻前ではございますが、お揃いでございますので、ただ今から、平成29年度熊本県森林審議会を開催させていただきます。

- ・ 席順確認（五十音順）
- ・ 会議公開の説明

今回の審議会は、新たに委員の委嘱を行いまして、最初の審議会となりますので、まず、委員の皆様をご紹介させていただきます。

- ・ 委員紹介（五十音順）

出席委員（10名）

秋吉委員、入江委員、大塚委員、木口委員、倉田委員、
陶山委員、橋口委員、長谷川委員、藤崎委員、柳詰委員

審議会開催に先立ちまして、濱田農林水産部長が御挨拶を申し上げます。

（濱田農林水産部長挨拶）

< 森林整備課審議員 >

それでは、まず、本審議会の定足数について、申し上げます。

本日は委員12名のうち、10名の方々に出席をいただいております、熊本県森林審議会規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、御報告申し上げます。

続きまして、会議次第3「会長の選出について」でございます。

今回の審議会は、新たに委員を委嘱して、最初の審議会であり、まず会長を選出していただく必要があります。

会長については、森林法第71条第1項により、「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。

委員の皆様方、いかがいたしましょうか。

< 藤崎委員 >

柳詰委員に引き続き会長をお受け頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

< 各委員 >

はい。異議なし。

< 森林整備課審議員 >

ありがとうございました。委員の皆様の互選により、柳詰委員が会長に決定されました。それでは、柳詰会長、前方の会長席へ御移動をお願いいたします。

ここで、柳詰会長に御挨拶をお願いしたいと思います。
会長よろしく申し上げます。

(柳詰会長挨拶)

< 森林整備課審議員 >

ありがとうございました。

続きまして、会議次第5「森林保全部会委員の選任について」でございます。

森林法施行令第7条第1項で、「都道府県知事は、必要があると認める時は、森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」とされております。

当審議会では、熊本県森林審議会規則第6条で、「審議会に森林保全部会を置き、林地開発行為の許可や保安林の指定及び解除、森林病虫害等防除法に基づく基準の策定等について審議する」こととしております。

なお、部会の構成委員についてでございますが、森林法施行令第7条第2項において「部会長は、会長が指名する委員をもって充てる」とされるとともに、第3項において「委員の所属部会は会長が定める」と規定されておりますので、柳詰会長に、森林保全部会長及び部会委員の指名をお願いします。

< 柳詰会長 >

それでは、森林法施行令第7条第2項及び第3項の規定に基づきまして、指名させていただきます。

森林保全部会長を藤崎委員をお願いいたします。

続きまして、森林保全部会委員ですが、木口委員、倉田委員、陶山委員、林委員をお願いしたいと思います。

各委員におかれましては、お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、森林保全部会長の藤崎委員には、森林法第71条第3項に基づく、会長代行を務めていただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

< 各委員 >

はい。異議なし。

< 柳詰会長 >

皆様、御異議がないようですので、藤崎委員には会長代行をお願いします。

< 森林整備課審議員 >

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議長については、熊本県森林審議会規則第3条に基づき、会長が務めることとなっておりますので、柳詰会長に議長をお願いします。

よろしくお願いします。

< 柳詰会長 >

それでは、議長を務めさせていただきます。

まず、議事録署名者2名を選任、指名する必要がありますので、指名させていただきます。

議事録署名者に、入江委員と木口委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日は、知事からの諮問事項である「球磨川地域森林計画(案)」及び「地域森林計画変更計画(案)」について御審議いただきます。

事務局より説明願います。

< 事務局説明 >

球磨川地域森林計画(案)及び地域森林計画変更計画(案)(白川・菊池川、緑川、天草)について、別添資料を基に説明。

(説明者：森林整備課長)

15:30 説明終了

< 柳詰会長 >

ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたら、挙手のうえ御発言願います。

< 陶山委員 >

先程の説明の中で、森林施業集約化の取組みとして専門員を派遣されているとのことであったが、我が家も森林を所有しているが、どこに我が家の山があって、境界がどこまでなのか全く分かっていない状態である。同様の方達が沢山いるのではないかとと思われる。

そういう方のために派遣されている専門員たちの姿が見えない。啓発が不足している部分ではないかと思われるが、啓発をするときに、林業の専門の方が説明すると専門用語で話されるため、全く話が分からない。

広報誌などにも確かに集約化の取組みについて書いてあるが、自分の山をどうにかしなければならぬというふうには、伝わっていないのではないかと。

< 森林整備課長 >

先程、集約化の取組みについて説明したが、説明不足の点があった。平成27年度からこの取組みを行っているが、モデル団地を設定し、8地区において取組みを行ってきており、今年度4地区を追加し、現在12地区で行っている。

1,000ヘクタールほどの団地を設定しており、集約化専門員によって団地の森林所有者を特定して、所有者に対するダイレクトメールの送付のほかアンケートを行うなどの作業

を進めているところである。また、こういったモデル団地での取組実績等を蓄積して、県下全体に波及させるように考えているところである。

モデル団地内の集約化率は、当初 20%程度だったが現在は 40%を超えている。集約化専門員を配置して、直接森林所有者に働きかけていく取り組みは非常に有効だと思っている。

併せて広報誌を県で作成して配布しているが、今のご意見を踏まえてわかりやすい表現となるよう工夫をしていきたい。

<柳詰会長>

よろしいでしょうか。他にございませんか。

<藤崎委員>

概要の 23 ページの地域森林計画の変更計画案の森林の区域だが、緑川と天草の面積が増えているが、変更理由のところには拡大造林による対象森林の増加とあるが、拡大造林がまだあるのか。

<森林整備課長>

若干であるが、まだ拡大造林はある。

<藤崎委員>

再造林ばかり行っており、拡大造林はもうないと思っていたので、拡大造林があるということに少し驚いた。

計画対象森林に追加すべき箇所とはどういったものか。

<森林整備課長>

森林経営計画の策定を進めているところであるが、団地を形成していく中で、現在地域森林計画の対象となっていない、スギやヒノキ林など計画に盛り込んでいく必要がある箇所を計画対象森林に追加したところである。

<柳詰会長>

他に委員の皆様、御質問ございませんか。

<大塚委員>

森林バンクという言葉を知るようになったが、まだ先のこととは思いますが、それについて伺いたい。

<森林整備課長>

森林バンクは、国で新たな森林管理システムとして考えられている。森林所有者の責務を明確にしながら、自ら手入れができない人の山を市町村が受け取り、市町村でそれを管理していく。そこがバンクのような形になっている。

市町村は自ら施業を実施できないので、意欲や能力のある林業事業体に委託し、施業するシステムになっている。

< 柳詰会長 >

他にございませんか。

< 柳詰会長 >

他に御意見もないようでございますので、ただ今の球磨川地域森林計画(案)及び地域森林計画変更計画(案)については、原案どおり異議がない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようですので、「球磨川地域森林計画(案)」及び「地域森林計画変更計画(案)」については、原案のとおりで異議のない旨、答申することに決定をいたします。

なお、御審議いただきました「球磨川地域森林計画(案)」及び「地域森林計画変更計画(案)」につきましても、今後、農林水産大臣への協議が必要とのことであり、協議の結果によっては、若干修正されることも考えられます。

この場合においては、会長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

15:37 終了

< 柳詰会長 >

続きまして、会議次第の7「報告等」に移ります。

今回は、森林保全部会実施結果の報告が用意されています。

森林保全部会長から説明願います。

< 藤崎部会長 >

昨年の森林審議会以降、これまでに審議した2件の林地開発許可の申請に係るものを報告します。

(審議結果について、別添資料2に基づき報告)

< 柳詰会長 >

ただ今の報告のとおり、森林保全部会の審議の結果、許可は適当であるとの報告がありましたので、それを受け、知事に対してその旨の答申を行ったところであります。

ただ今の報告に対して、御質問、御意見がございましたら、挙手のうえ御発言願います。

< 柳詰会長 >

よろしいでしょうか。ご意見もないようですので、ここで質疑を終わりたいと思います。

予定されている議題等は以上となりますが、折角の機会ですので委員の皆様から何か森林・林業についてのお尋ねや質問がございましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。

< 柳詰会長 >

球磨村では、山を対象とした仕事を中心である。林業従事者の育成・確保ということを計画書に記載してあるが、具体的な数字や施策が見えていないように感じる。全く後継者も育たない状況で、林地の境界が分かるのも私達の年代までではないかと思っている。若者は現地も分からない状態である。

先程、陶山委員からあったように何か対策を行っていただいて、林業従事者の育成・確保について国・県そして地方自治体も一緒に取り組んでいかなければならないと思う。特に私の村は林業が基幹産業であり、どうぞよろしく願いたい。

< 林業振興課長 >

林業従事者の育成・確保は、非常に大切なことと思っており、様々な取り組みを行っているが、なかなか見えないというご指摘に対し反省する。

実際に山で木を伐ったり、木を植えたりする林業従事者は高齢化・減少していると認識している。県としては、育成・確保を目指して、まずは新しく林業に入ってもらったために新規就業者向け、あるいは就業後3年位までの方を対象に研修を行っている。

また、色々な資格が必要なので、就業前に資格を取得していただいて、就職した後にスムーズに仕事に入っていけるように研修も行っている。また、実際働いている方々の就業環境も向上・改善しなければならないので、例えばチェーンソー使用時に着用する「チャップス」という高価なズボンの購入に対する補助、あるいは社会保険制度を充実させるために社会保険料の事業主負担を補助する取り組みを行うなど、新規に就業していただけるよう環境改善に努めているところである。

先程言われた、所有者の方が山の現場の所有界がわからないということは、現状では所有者が自ら作業することは難しいので、森林組合や林業事業体に作業を委託する形がとられている。森林組合は所有者情報などを多く持っているのですが、そちらがリードしながら施業されているが、実際に所有者や所有界が不明であれば森林組合なども手を出せない状態になっていくので、非常に重要なことと認識している。

例えば、登記がなされていない場合などもあり、森林組合など森林所有者と接している方々の対応が重要になってくると思われるので、そういう方々への支援も考えていきたいと思っている。

< 森林整備課長 >

森林所有者の情報については、今年度から林地台帳の整備に着手している。法務局の情報や地籍情報を県の森林GISに取り込む作業を行っている。公表は市町村が行うことになるので県から市町村にそのデータを提供し、市町村において所有する情報を追加していただくことにより、精度の高い台帳として整備していく取り組みを行っている。

今年度と来年度の2カ年で整備を行い、森林所有者情報の精度を高め、森林組合などに活用していただけるよう対応している。

< 藤崎委員 >

先般、東京で柳詰会長などが陳情された後に私達も陳情したが、その際、林野庁長官にも意見を述べた。全体的に見て山で働く方がここ10年くらいでかなり減っている。伐木造材で林業機械を使用して伐るところは若干増えているが、やはり森林整備部門の造林、下刈、間伐という山を育てるといふ部門が急激に減っている。若い人も大型の高性能林業機械を扱う分野には就業しておられると思う。極端にいうと機械の中でスーツ着用でも仕事ができ、冷房も効いているということもある。そういう環境のところには結構人が入ってきている。逆に一番大変な造林・下刈といふところが極端に減っている現状だということの説明した。

そして、年に200日働くとして1日9,000円から9,500円もらっても20万にも達しない。他産業の平均を調べると400万円から450万円位は収入がある。250万円にも満たないところに「来てください。」とは言えない。きつい仕事のうえに給与関係も厳しいこの状況を改善しないとなかなか若い人も入ってこない。ということをしっかり説明してきた。今後もそういうことを訴えていきたいと思っている。

< 柳詰会長 >

ありがとうございました。是非よろしく願いいたします。他にございませんか。

< 陶山委員 >

先程、部長が健全な森は儲かる森だと話をされ、私もまさにそうだと思うが、例えば木炭、きくらげ、しいたけなどを作っている方がおられるという話だったが、この方たちは木炭とかしいたけ生産だけで生活は成り立っているのか。それとも兼業されているのか。趣味ではないと思うが、その点をお聞きしたい。

< 林業振興課長 >

木炭でいうと、木炭を作っている会社が球磨にある。そこは木炭の生産に当たり、何人も雇用されている。

きくらげも人吉で、山というよりも畑のような場所にハウスを建て、菌床というおがくずなどを固めたものに、菌を植え付け栽培するという方法で生産されている。きくらげの発生は夏場が主であり、きくらげ生産のみで生計を立てられているものではなく、他に農業をしながら、ある方は測量の仕事をしながらなど取り組んでおられる。

しいたけは、昔から栽培されていて、しいたけ専業の方もおられるほか、山仕事や農業も行いつつなど、しいたけの生産規模によっても形態が異なる。

< 陶山委員 >

そういう方達が生産だけで生活していけるように支援するのも必要と思う。例えば、八代ではトマトのみで一年生活しておられる訳であり、就農を考えたときにどうしても野菜などがメインになるが、安全・安心な物を食べることを考えると、生しいたけは、中国産に比べ値段が2倍であるが量が増えてくれば、皆さんもっと食べられるようになると思う。乾燥しいたけが売れなくなったのは、乾燥しいたけを使う人が少なくなったからだと思う。出来上がった物を買ったほうが便利であり、水に戻して使うと時間がかかることもあり、今からは生しいたけだと思う。

もう一つ、薪はどうかと思う。暖炉を持っている方がたくさんいて、その薪がとても高いらしい。それが不足していて、熊本では多くあるのに都会ではどこかにないかと言っている人達もいて、需要と供給に合わせて民間の方が着手されてもいいのかなと思う。そういう新たな発想の転換をしつつやらないと従来のものばかりやっても難しいと思うし、しいたけ生産者は、たぶん年配の方達で、その後どうなのかと思うので、若い方たちに引き継いでいけるようなシステムも必要だと思う。

< 林業振興課長 >

午前中に椎茸農業協同組合の組合長とお会いして、やはり生産者が高齢化しており、後継者に関しては重要な課題だと話されていた。国産を食べていただくのは非常にありがたいことで、乾しいたけについては、最近国産と外国産とが区別され、消費者側で選択されており、ここ数年はいい値段で売れている。

薪については、天草は広葉樹が多く、天草の薪を売っていこうと森林組合で取組みを行っている。西原村にも薪を専門に、集めて、切って、割って販売している会社もある。

お話しされたとおり、スギ・ヒノキばかりではなく、色白な形で山村での生活ができる形態を作るとするのは重要だと思う。今後もそういう方面で努力をしていきたい。

< 柳詰会長 >

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

< 柳詰会長 >

それでは、以上で議事を終了させていただきたいと思います。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

< 森林整備課審議員 >

柳詰会長ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただき、また、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

なお、席上ですが、県の施策としてもご説明しました、森林施業集約化の取組みの一環として作成しているパンフレットをご用意しております。また、ピンバッジも置いております。森の担い手となったくまモンのピンバッジでございます。ご利用頂きますと幸いに存じます。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

15:56 終了